

いちき串木野市自治基本条例 運用状況点検結果報告書

【対象条文：第22条、第23条、第24条、第25条】

令和7年3月

いちき串木野市自治基本条例推進審議会

1、点検結果の報告に当たって

いちき串木野市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）では、市民と行政が協働して取り組む「共生・協働のまちづくり」を具体化していくため、表紙に記載された対象条文について、令和7年3月に開催された審議会にて、いちき串木野市自治基本条例の点検を行い、報告書を作成した。報告書に記載された意見等については、市に改善を求める意見だけでなく、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われるので、しっかり受け止めていただき、市から率先して自治基本条例の理解を深めるとともに、市民への周知に努めていただければ幸いである。

2、自治基本条例運用状況の点検方法、点検結果及び審議会からの意見

（1）点検方法

ア 点検対象

表紙記載の対象条文のとおり

イ 点検の視点

市の関係課から提出された自治基本条例運用状況点検シートについて、次の視点で審議会において点検を行った。

（ア）各条文の内容が実施されているか否かという形式的な視点（要件）

（イ）取組事項の内容や方法が各条文の趣旨を実現するものとして適切か否かという実質的な視点（効果）

（2）審議会からの意見

審議会での各委員の意見を取りまとめ、意見を付した。

（3）審議会としての評価

市が各条文に関連して取り組んだ事項について、各委員からの意見を踏まえ、「妥当」、「概ね妥当」、「必ずしも十分でない」、「不十分」の4段階で、審議会としての評価（外部評価）を行った。

(地区まちづくり計画)

第 22 条 まちづくり協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた計画(以下「地区まちづくり計画」という。)の策定に努めるものとします。

2 まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を策定した場合、市長へ届出をするとともに、これに基づき計画的なまちづくりに努めるものとします。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、長期的・広域的な観点等から調整が必要な場合を除いて、地区まちづくり計画を尊重するものとします。

点検項目 計画策定の状況 など	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
<p>各地区まちづくり協議会において、地区まちづくり計画を策定し、計画的にまちづくりを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2 期目：中央地区、川上地区・ 3 期目：冠岳地区、生福地区、本浦地区、野平地区、旭地区、荒川地区、羽島地区、川北地区、湊地区、湊町地区・ 3 期目作成中：上名地区、大原地区、照島地区、川南地区	まちづくり防災課	少子高齢化、担い手不足等により、地域づくり活動を見直す時期にきている。	今後も継続して実施	<ul style="list-style-type: none">・ 妥当・ <input checked="" type="checkbox"/> 概ね妥当・ 必ずしも十分でない・ 不十分

審議会からの意見	<ul style="list-style-type: none">・ 課題に地域づくり活動を見直す時期にきているとあるが、それに対してどうしていくのか、具体的な取組を記載した方がいいのではないか。・ まちづくり計画書の策定時期に差があるのはなぜか。
審議会としての評価 (外部評価)	<input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね妥当 <input type="checkbox"/> 必ずしも十分でない <input type="checkbox"/> 不十分

(自治公民館活動)

第23条 市民は、互いに助け合い、親睦を深めることにより住みよい地域づくりを目指す自治公民館の活動に対する理解を深め、積極的に自治公民館に加入して活動に参加するよう努めるものとします。

2 自治公民館は、自らの役割や活動に関する市民の理解が深まるよう努めるとともに、自治公民館への加入と活動への参加がしやすい環境づくりに努めるものとします。

点検項目 自治公民館加入率 など	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
<p>令和6年の自治公民館加入率は84.6%で、年々減少傾向にある。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none">令和元年 89.92%令和2年 88.20%令和3年 87.56%令和4年 87.16%令和5年 86.15%	まちづくり防災課	<p>・減少の要因のひとつである、アパート・マンションなどに住む、単身者世帯の加入率を上げるための取組が必要である。</p> <p>・子どもが学校を卒業したら、自治公民館を脱会するケースがある。</p>	<p>公民館の役割や活動に関する理解が深まるよう情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">市民が主役のまちづくりを推進するため、市民自治によるまちづくりのあり方や市民への啓発を年5回シリーズ化して広報紙に掲載する。10月の自治公民館加入促進月間に合わせて、おしらせ版で市民へ周知し、自治公民館への加入促進を行う。	<ul style="list-style-type: none">・妥当・概ね妥当・必ずしも十分でない・不十分

審議会からの意見	<ul style="list-style-type: none">・ 中学校を卒業したら自治公民館を抜けることを避けるため、高校生以上を対象にしたクラブを作っている自治公民館もある。自治公民館加入は強制ではないので、非常に難しい問題である。・ 自治公民館の行事については残さなくてはいけないものだけを残して、無理のないようにと言っている。・ これまでは給食費を自治公民館で集金していたが、無料になったことで加入への勧誘もしにくくなった。・ 転入転居された方には、ごみステーションの案内をするのに合わせて自治公民館加入についての勧誘をしている。・ 以前、加入促進協議会というものがあり、アパートの持ち主や企業を訪問し加入促進をお願いしていた。・ 10月に自治公民館加入促進月間とあるが、3月～4月に転入してきた時に加入しようかどうかと考えている方に対して、半年経って、加入しない生活に慣れてしまうと、加入しようという意識がなくなってしまう可能性がある。促進月間を4月や5月にしてはどうか。
審議会としての評価 (外部評価)	<input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね妥当 <input type="checkbox"/> 必ずしも十分でない <input type="checkbox"/> 不十分

(住民投票)

第 24 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く住民(いちき串木野市に住所を有する者をいう。以下同じ。)の意思を確認するため、住民投票を実施します。

- (1) 住民のうち選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から市長に対し住民投票を規定した条例制定の請求があり、当該条例が議決された場合
- (2) 市議会議員から議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決された場合
- (3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決された場合

2 住民投票の実施に関し、必要な事項は、それぞれの事案に応じて別に条例で定めます。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

点検項目 請求資格者数 など	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
・第 24 条第 1 項 (2) について、令和 6 年度中、議会からの発議、議決はありません。 ・住民投票の実施なし 請求資格者数 (令和 6 年 12 月 1 日現在) 男 10,337 人 女 11,692 人 計 22,029 人	議会事務局 総務課	なし なし	適宜対応を行う	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

審議会からの意見	<ul style="list-style-type: none">・意見がないのはなぜか。川内原発についてなどあるのかなと思っていた。・市政に対するデモや大きな問題がない。・内部評価の項目について、実施していないものに対しては評価が出来ないので、次回（二巡目）の点検からでも「評価対象外」等の項目が必要ではないか。
審議会としての評価 (外部評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 概ね妥当 <input type="checkbox"/> 必ずしも十分でない <input type="checkbox"/> 不十分

(危機管理体制の充実)

第 25 条 市は、市民の生命及び財産の安全確保に努めるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係機関並びに市民と連携し、災害等不測の事態に備えた危機管理体制の充実を図ります。

2 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時には地域で連携・協力して対応するよう努めます。

点検項目 戸別受信器及び子局の設置状況、自主防災組織の組織率 など	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
<p>○防災行政無線整備事業 (R5～7) 親局 1 局、中継局 3 局、拡声子局 49 局の整備。</p> <ul style="list-style-type: none">音達調査による子局数の削減 52 局→49 局各局のバッテリーの長時間化 (72 時間以上対応)ワンオペレーションによる防災無線、エリアメール、LINE 等への情報発信 <p>○戸別受信機の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none">平成 25 年度に全世帯に配布。以降転入・転居の際、随時配布。防災行政無線整備事業 (R5～7) により、聴覚障がい者用文字情報配信の戸別受信機を整備。 <p>○自主防災組織</p> <p>現在、自主防災組織は 32 組織 (まちづくり協議会 5、公民館 26、婦人防火クラブ 1)。市全体で 143 公民館中 79 の公民館等の組織が作成している。【組織率は 55.2%】</p>	まちづくり防災課	人口の減少により公民館単位での結成が難しくなるため、まちづくり協議会等地区単位での結成を推進したい。	市の防災訓練等の防災教育により防災意識の向上を図り、自主防災組織の結成に繋げていきたい。	<ul style="list-style-type: none">妥当<input checked="" type="checkbox"/> 概ね妥当必ずしも十分でない不十分

○市総合防災訓練（R6.11）羽島地区 ○県原子力防災訓練（R7.2）上名地区、羽島地区、川上地区				
--	--	--	--	--

審議会からの意見	・自主防災組織をまちづくり協議会でまとめて活動との話もあるが、現在活動していない自治公民館をどう巻き込んで行くかを考えてやっていかないといけない。			
審議会としての評価 (外部評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	<input type="checkbox"/> 概ね妥当	<input type="checkbox"/> 必ずしも十分でない	<input type="checkbox"/> 不十分